**平成２８年（フ）第２５６０号**
大阪市東淀川区東淡路５丁目３番19―210号
債務者　佐藤　　直
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２５９１号**
大阪市西区北堀江４―14―６北堀江コーポ1001号室、住民票上の住所大阪市淀川区塚本６丁目７番17号クレセント塚本402号
債務者　大城　康平
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２７９１号**
大阪府高槻市牧田町14番89―501号
債務者　仮谷　久美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８３７号**
大阪府門真市末広町11番11号パークサイド末広101号
債務者　髙橋喜美子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８９４号**
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１―1213号
債務者　浦田　弘之
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２９５４号**
大阪府吹田市南吹田３丁目20番40号、前住所大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ11―101号
債務者　福地　芳江
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２９８８号**
大阪府守口市大枝東町４番５―302号、前住所大阪府守口市西郷通１丁目24番11―207号
債務者　阿利実千子（旧姓李）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０１２号**
大阪市旭区清水２丁目20番１号ロイヤル千林202
債務者　居酒屋千林八番こと　大澤　　勉
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４０号**
大阪府東大阪市花園本町２丁目２番５号　西岩崎コーポ206号
債務者　井村真奈美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４３号**
大阪市此花区梅香３丁目31番14号　ラトゥール林405
債務者　鈴木　伸子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４５号**
大阪市中央区玉造１丁目６番26号205
債務者　下脇　輝子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４７号**
大阪市平野区瓜破東２丁目７番26―916号
債務者　島田　由美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０５３号**
大阪府茨木市沢良宜西４丁目２番16号、前住所大阪府茨木市沢良宜西２丁目17番51号
債務者　佐々木春野
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４号**
北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―1310号
債務者　山本　健吾
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３５１号**
北九州市戸畑区菅原４丁目１番５―25号
債務者　新井　正一
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３５５号**
北九州市小倉北区上富野３丁目13番30―304号
債務者　川本美佐子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３７６号**
北九州市八幡西区沖田２丁目17番38―307号
債務者　大篭　絵美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３７８号**
北九州市小倉南区徳力１丁目21番12―502号
債務者　一色チエミ
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部